

第245回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和元12月9日(月)10:00～10:20（公開）、10:25～11:35（非公開）

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長 おはようございます。定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。ただいまから第245回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱い等について、恒藤さんからご説明をお願いします。

○恒藤総務課長 「議事次第」に記載してございます第2部の6つの議題につきましては、個別企業の情報を取り扱うということですので議事は非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載をする。会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご相談をする。

このような取り扱いにさせていただきたく存じます。念のため、ご確認をいただければ幸いです。

○八田委員長 それでは、第2部に記載されている議題について、非公開にすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、最初の議題に入ります。最初の議題は「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について」です。田中課長、よろしくお願いします。

○田中NW事業監視課長 それでは、ご説明をさせていただきます。公開ファイルの3ページをごらんいただけますでしょうか。右肩に資料3と書いてある資料でございます。

「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について」ということでございまして、一般送配電事業者10社から2019年11月22日付で経済産業大臣宛てに託送供給

等約款の変更認可申請があり、12月3日付で、経産大臣から意見を求められたところ、電力・ガス取引監視等委員会としての回答についてご確認いただくという内容になってございます。

こちらの申請書類自体は、かなり量が多い形になってはいますが、内容としては、主に4つ含まれておりますので、順に3ページ目の資料に従ってご説明をさせていただきます。

1点目でございますが、こちらは、3ページ目の1. に書いておりますとおり、まず、損失率を見直すことになってございます。2019年7月31日に開催をされた電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合におきまして、託送供給約款に定める損失率が、実績の損失率と乖離しており、旧一般電気事業者と、その他の小売電気事業者における公平性を確保する観点で、実際の損失率に近づけるべく、できるだけ早く見直しを行うということを整理されております。

それにより、発電所で発電された電気が、需要家に供給するまでの間に失われる損失率の数値を「2016年度から2018年度」の直近3年分の実績値の平均値を用いる見直しを行うというのが1点目となっております。

その下の表が、現行の約款におけるロス率、損失率とその直近のロス率を比較したのものになってございまして、軒並み現行約款よりも下がる予定となっております。

それでは、2点目でございますが、「一般送配電事業者から小売電気事業者に対して行う発電量調整受電契約計画電力量の通知時間の見直し」ということでございまして、こちらにつきましては、2019年8月29日に開催された総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会におきまして、FITインバランステ例①における一般送配電事業者から小売電気事業者等に対する発電量調整受電計画電力量の通知時間を、現行、前々日16時となっているわけですが、現行の運用では、実需給断面で大きなインバランスが発生する可能性が高いということでございますので、この状況を改善するため、前日6時に再通知を行う運用へ見直しを行うということで整理をされてございまして、これを受けまして、一般送配電事業者から小売電気事業者等への通知時間の見直しを行うという内容になってございます。

3点目でございますが、こちらは、「系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）の見直し」ということでございまして、こちらにつきましては、2019年10月8日に開催された総合資源エネルギー調査会省エネ・新エネ分科会新エネ小委員会、あとは電力・

ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会におきまして、再生可能エネルギー導入のため調整力確保が課題であるということを踏まえまして、グリッドコードについて要件化すべき内容ということが整理されたことに伴い、託送供給等約款別冊へ反映するように整理がされたものでございます。

主な改定内容としましては、風力発電の出力変動緩和対策として、高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないようスムーズに制御する機能を具備する等の対策を求めることであつたり、火力発電設備等に対して周波数調整機能を具備することを義務づけるといった内容になってございます。

4点目でございますが、こちらは「分社化に伴う約款条文の見直し等」ということでございまして、2020年4月1日に法的分離がなされるわけですが、こちら、旧一般電気事業者小売部門が、託送供給約款上の小売電気事業者に新たに該当するための見直し、その他の所要の見直しでございまして、語句修正ということでございますので、それまで「当社以外の小売電気事業者」となっていたものを「小売電気事業者」とかえたりといったような文言修正を行う内容になってございます。

これらの項目につきましては、最初のロス率の部分につきましては、2020年2月1日の実施、それ以外の2. から4. までの内容につきましては4月1日となっております。こちらにつきましては、申請内容について、電気事業法の基準に照らして適合していると認められるため、認可することに異存がない旨、回答することとしたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

林委員どうぞ。

○林委員 ご説明ありがとうございました。最初、1つ目の損失率の見直し、実質の送配電損失率の見直しということで、ご承知のとおり、送配電ネットワークは、ロスをいかに少なくするかということが、社会的には、その利用率というか、合理的な設備形成上、非常に重要になってくる中で、こういう方向は非常に大切になってくると思っていまして、特に2020年度から発送電分離がある中で、こういうネットワーク事業の利用というか、そういうことは非常に大事だと思っておりますので、この方向でいいと思っております。

あと、2つ目のFITインバランス特例①の話ですけれども、これも、何回も委員会で議論したと思いますが、やはり前々日16時ではなくて前日6時、なるべく近い時間帯で再エネの変動をしっかりと合わせ込むことが、これは負担的にも非常に大切であると思っていますので、これも速やかにやっていただいて、本当にありがたいと思っています。

あと、もう一つですけれども、系統連携要件も、これも実は我々技術的な話は非常に大切だと思っていて、従来は火力発電機の慣性の力でグルグルグルグル回して周波数を維持していた機能が、太陽光が入ってきて、それが失われることで、その周波数の維持が、簡単にいうとお客様のコンセントの電気の品質が悪くなるということがある中で、ある意味、こういう再エネ側の周波数の調整をする機能とか要件を具備することと、火力発電側もちゃんとその慣性力みたいな、ガバナフリーというものをしっかり入れることとか、双方で、こういうふうにグリッドコードということで要件化することは、日本の電力の安定供給上、非常に大事だと思っていますので、この方向でいいと思っていますので、今後もしっかりやっていただければと思います。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございます。

○佐藤事務局長 初のためにいっておきますが、2点目は、全くききませんから、前日にしたとしても、何度も私、いろいろな委員会でいいましたけれども、調整力の量を減らすためには、とにかく大外れを減らすしかなくて、今、大外れを減らす技術は日本にはありませんので、多少前にもってきたとしても、今まで大外れのやつは、むしろ前日のやつというのは一回縮小して、またふえている例ばかりなので、そのところは、キロワットアワーのほうは多少減りますから、前日にもってきたほうがいいと思いますけれども、調整力が減ることはないということは確認をさせていただいて、公開ということもあるので申し上げたいと思います。

○八田委員長 今の、キロワットアワーとキロワットの区別をされたのは、それはどういうことですか。

○佐藤事務局長 というか、そもそもキロワットが減らない限り調整力に払う金額はほとんど減らないですから、その観点からは、今回の措置というのは意味がないといっても、ほとんど同義ぐらい、調整力に払う金額は減らないということですから。

○八田委員長 金額は減らないですね。

○林委員 事務局長のおっしゃるとおり、確かにそうですけれども、ただ、少しでも前倒しすることで、予測のずれが少なくなる可能性もあるし、その技術が、さっきおっしゃったように、まだこれからというところもあると思うので、その技術が進んでくれば、そういう可能性もあるのではないかということは、我々システム屋から見ると、少しでも外れる可能性を少なくするという意味では……

○佐藤事務局長 いや、それは変わらないです。全然変わらないです。大外れのことを私はずっといっていますので、それは、先生ご案内のように、今の技術だと、当日で太陽が出ない限りは大外れがどうかというのは確定しないので、その意味だと同じですね。

先生がおっしゃったように、当日にならなくてもわかるような技術というのを、気象庁を中心にやってもらわない限りは、調整力の準備量は減らないので変わらないということは明確に申し上げたいと思います。

○林委員 あと、気象庁が今、1日4回ぐらい情報を発信しているということがあって、そのリユースがもうちょっと上がってくるということになれば、予測の誤差というのが……

○佐藤事務局長 ただ、難しいのは、大外れなので、 3σ なので、 3σ が入らないようにするのは絶対大丈夫だということをいってもらわなければいけないので、ご案内のように、 3σ 、0点数パーセントなんて、0点数パーセントのために相当火入れをしているというか、オンにしているので、それを直さないといけないというのは、やはり相当大変です。何回も申し上げますが、キロワットアワーは多少減るので、やらないよりやったほうがいいのかもかもしれませんが、大きくコストが減るというのは、これは少なくとも今の段階では幻想なので申し上げたいということでもあります。

○八田委員長 前に、電中研の浅野さんに来ていただいて、いろいろな実証分析をみせていただいたら、正確ではないけれども、アッパレーションの4、5時間前に急に精度が上がってくるという話でした。その前はほとんど関係ないということでしたけれども、そうすると、これはとにかく短くするほうへの一歩ということでしょうけれども、水力みたいなものは使えないんですか。要するに、ほとんどフリーベッチみたいにして、火を入れておかなくてもいいような、水力みたいなものを想定外のところには使うということはできないですか。

○佐藤事務局長 ヨーロッパは、小型のガスタービンで1時間で済みますので、そ

れを使っているのですが、日本は、もっと大変なのでコンプレックスタービンなので、そうすると、それが、まさに今委員長がおっしゃったように4、5時間かかるので、だからだめだと。つまりヨーロッパでも、当然太陽光はある程度あって、それが出るのですが、そうすると、シンプルガスタービンだと1時間ぐらいで間に合うのですが、日本は、シンプルガスタービンはほとんど、全くなくて、4、5時間コンプレックスがかかってしまうので、おっしゃったように4、5時間以内でないとわからなくなるから動かすしかない状況ということですね。

なので、このことだけ考えてどんどんシンプルガスタービンを入れればいいのですが、そうすると全体的なコストとか、またCO₂とか、いろいろな話になりますので、そんなに簡単にかわらないので、少なくとも今の時点でオンにしなくていいようなことはできないということですね。

○八田委員長 水力はどうですか。

○佐藤事務局長 水力は、また別に使っているのと、あと、量が違うということですね。あと、コストの関係等々いろいろ考えているということだと思います。

○八田委員長 日本は、水力をほとんど使っていないですね。

○佐藤事務局長 ただ、そうすると、また水力の、例えば揚水とLNGのコストを考えると、LNGのほうがはるかに安いからということになると思います。最後はコストですから。

○八田委員長 だから、全体的な設計が必要で、要するにコストはかかるものですよ、太陽光は。

○佐藤事務局長 もちろんそうです。おっしゃるとおりです。

○八田委員長 だけれども、そのところを、コストがかかるんだということを無視してやっていると、結局は大外れになって、それはそれでまた別なコストがかかるということですね。

○佐藤事務局長 そうですね。まさにおっしゃるとおりで、これはコストの関係でやっていて、ガスタービンでもシンプルなやつでも入れれば、そういうオンにするかオフにするかという面でのコストはかからないのしょうけれども、全般で違うところはかかるからということだと思います。

○八田委員長 わかりました。

今回はこれでいいとして、佐藤さんのご指摘されることを敷衍していえば、もっと

さまざまないろいろな対応の仕方があるので、それに対するちゃんとしたインセンティブをつけるような価格づけを設計すべきだと、これで終わりではないよと、そういう話ですね。

○佐藤事務局長　　そうです。

○八田委員長　　あと、ほかにございますか。

（意見等：なし）

それでは、今のうちに、これはかなり途中のものだと思うし、それからロスについても、確かに今度大改善をするのですが、先ほど林先生がおっしゃったと思いますけれども、ロスというのを、結局は改善するインセンティブをどこに与えるかというのですが、それは、結局はT S Oしかないですよ。T S Oがいろいろなネットワークの構成だとか、基本的には、それに対応する構成とかフェーズをかえるものについてつけるとか、そういうことがあるのでしょから、なるべくT S Oが節約すればT S Oの得になるというようなものは、本当は将来必要で、今は全くそのインセンティブがT S Oに与えられていないから、これも途中の一步ということではあるだろうと思いますので、そのことはテイクノートしておいてもいいのではないかと思います。

とはいえ、今回の事務局からご説明があったとおりに、委員会として経済産業大臣に、認可することに異存がないということを回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異存がございませんでしたので、案のとおり大臣に回答することといたします。

それでは、第1部で予定されていた議事は以上ですけれども、ほかになにかありますか。

○恒藤総務課長　　第2部は、準備が整い次第開催をいたします。

済みません、以降の議題については非公開になりますので、一般傍聴者の方は、退室をお願いいたします。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これで第1部を終了いたします。

——了——